# AsReader SDK 使用許諾契約書

当社(株式会社アスタリスク)が開発し、提供するソフトウェア開発キットである「AsReader SDK」(以下、「SDK」といいます)をご使用の前に必お読みください。

当社では、SDKを提供するにあたり下記使用条件にご同意いただくことをご使用の条件とさせていただいております。本ソフトウェアをインストールされる前に必ず下記「使用条件」をお読みください。 SDKを使用された時点で、下記「使用条件」にご同意いただいたものといたしますので、下記ご 使用条件にご同意いただけない方は、SDKを使用は控ください。

#### 【使用条件】

第1条(本使用条件の目的)本使用条件は、当社が、SDKを次条に定める使用者に提供するにあたって、SDKに共通に適用される使用条件を定めることを目的とします。

### 第2条(定義)

- 1. 本使用条件において、SDKを使用し、ソフトウェアアプリケーションを開発する者を「使用者」とします。
- 2. 本使用条件において、当社が開発し無償もしくは有償で公開提供している AsReader開発SDKを「対象製品」とします。
- 3. 本使用条件において、SDKに含まれる、対象製品の制御機能を有する当社が開発したプログラムプログラムを「ライブラリ」とします。
- 4. 本使用条件において、SDKに含まれる、「ライブラリ」が有する外部プログラムとの連携機能の仕様を記載したどキュメントを「API仕様書」とします。
- 5. 本使用条件において、SDKに含まれる、ライブラリとの連携機能を有する当社が開発したソースコード形式のプログラムであって、使用者が使用者プログラムを開発する際の見本として当社が使用者に提供するものを「サンプルプログラム」とします。
- 6. 本使用条件において、第3条第2項第(2)号に基づき使用者が作成するプログラムを「改変プログラム」とします。
- 7. 本使用条件において使用者が開発し、対象製品の制御機能を有するソフトウェアを「使用者ソフトウェア」とします。
- 8. 本使用条件において使用者ソフトウェアを使用する者を「ユーザー」とします。

#### 第3条 (使用等の許諾)

- 1. 当社は、使用者かが使用者ソフトウェアの開発および改修を実施することを目的としてAPI仕様書に記載の情報を全世界において使用することを無償で許諾するものとします。
- 2. 当社は、使用者に対して、ライブラリおよびサンプルプログラムに関する以下の全世界的な権利を無償で許諾するものとします。

- (1) ライブラリおよびサンプルプログラムを、使用者ソフトウェアを開発する目的で 使用者のコンピュータに複製する権利
- (2) サンプルプログラムを、使用者ソフトウェアを開発する目的で改変し、またはサンプルプログラムに依拠して他のプログラムを開発する権利
- (3) 以下のプログラムを使用者ソフトウェアに組み込む権利
  - (1)ライブラリ
  - ②サンプルプログラム
  - ③改変プログラム
- (4) 使用者ソフトウェアを複製し、当該複製物を譲渡(有償無償の別を問わない)し、貸与し、または公衆送信する等の方法によりユーザーに提供する権利
- (5) 前号に基づき使用者ソフトウェアを提供したユーザーにその使用を許諾する 権利

第4条 (許諾期間) 前条に定める使用許諾(以下「本使用許諾」という)の期間は、使用者が本使用条件に同意した時点から1年間とします。ただし、当該期間満了の30日前までに当社または使用者のいずれかより別段の意思表示がない限り、本使用条件は同一条件を以て1年間更新するものとし、以後も同様とします。

第5条(禁止行為)使用者は対象ソフトウェアおよびSDKに関し、以下の各号に定める事項を行わないものとします。

- (1) API仕様書に記載された方法と異なる方法を用いて対象製品の制御機能を有する使用者ソフトウェアを対象ソフトウェアと連携させること。
- (2) 本使用条件第3条の各号に定める事項以外の目的にAPI仕様書に記載の情報またはサンプルプログラムを使用すること。
- (3) API仕様書に記載の情報を用いて、対象ソフトウェアに対して改造、または逆コンパイル、逆アセンブルを含む何らかのリバースエンジニアリングを実施することまたは第三者をして実施させること。

第6条(当社によるサポート)使用者が、API仕様書およびサンプルプログラムの内容または使用者ソフトウェアの開発について、サポートを希望する場合、当社は有償にて使用者に対してサホポートを提供することができるものとします。なお、当該サポートの内容および条件については、別途使用者と当社が契約を締結することにより定めるものとします。

#### 第7条 (権利の帰属)

1. 対象ソフトウェア、API仕様書、ライブラリおよびサンプルプログラムにかかる産業財産権、著作権、営業秘密等の知的財産権(以下、「知的財産権」という)の一切は当社に帰属し、本使用条件の締結またはAPI仕様書の引渡によってその権利が使用者に移転することはありません。

- 2. 改変プログラムにかかる知的財産権の一切は、使用者に帰属するものとします。 ただし、当社は、改変プログラムに関して、著作権法第28条に定める二次的著作物 に対する原著作者の権利を引続き有するものとします。
- 3. 使用者ソフトウェアにかかる知的財産権の一切は、使用者に帰属するものとします。

## 第8条(当社の責任範囲)

- 1. 当社は、API仕様書、ライブラリおよびサンプルプログラムについて、その内容に誤りがないこと、使用者の事業に有用であること、使用者ソフトウェアが正常に動作する事およびAPI仕様書に記載の情報およびサンプルプログラムが第三者の権利を侵害しないものであることを含み、API仕様書およびサンプルプログラムに対して何らの保証を行わないものとします。
- 2. 当社は、API仕様書に記載された情報を使用して、もしくはライブラリ、サンプルプログラムまたは改変プログラムを組込んで作成された使用者ソフトウェアの使用または使用不能から使用者に生じたいかなる損害(逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損害を含むが、それらに限定されないものとする。)に関して一切責任を負わないものとします。
- 3. 当社は、使用者ソフトウェアの機能(使用者ソフトウェアにおける対象製品の制御機能を含み、以下同じ)、品質、ユーザーにとっての有用性等、使用者ソフトウェアについての一切の責任を負わないものとし、使用者ソフトウェアに起因して、ユーザーその他の第三者から当社に対して問合せ、不具合の改修要求もしくは何らかの訴え、異議または請求等(以下、「請求等」という)があった場合であっても、当社は一切の対応を行わず、かつ、免責されるものとします。

#### 第9条 (解除)

- 1. 使用者が次の各号のいずれかに該当した場合、当社はなんらの通知、催告を要せずただちに本使用許諾の全部またはその一部を解除できるものとします。
- (1) 本使用条件により生ずる債務を履行せず、相手方が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお履行しないとき。
- (2) 不正の行為をなし、または相手方の職務の履行を妨げたとき。
- (3) 差押、仮差押、仮処分を受け、もしくは破産、任意整理手続、会社更生手続または民事再生手続 開始の申立てげあったとき、もしくは清算に入ったとき。
- (4) 解散を決定し、または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (5) 当社の信用、名誉を毀損し、または当社からの信用を失わせる不当な行為をなしたとき。

- (6) 使用者がSDKをダウンロードするにあたり、当社に提供した情報に虚偽の内容があることが発覚した場合
- 2. 当社は、使用者が前項各号に該当したことによって当社に生じた損害について、使用者に賠償を請求できるものとします。

第10条(契約終了後の義務)本使用許諾が終了した場合、使用者は、ただちに API仕様書、ライブラリ、サンプルプログラム、改変プログラムおよびそれらの複製 物の一切を廃棄するものとします。

第11条(存続条項)本使用許諾が終了した場合であっても、本使用条件第5条、第6条、第7条、第10条、第12条および第13条は、引き続き有効に存続するものとします。

第12条(債権・債務の譲渡禁止)当社および使用者は、相手方の事前の承諾を得ることなく、本使用条件における権利または義務の全部またはその一部を、第三者に譲渡してはならないものとします。

第13条(紛争解決)本使用条件に起因して生じた紛争の解決に訴訟の必要性が 生じた場合、当社および使用者は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄 裁判所とするものとします。